

屋外でのごみの焼却は、法律で **禁止** されています！

【問い合わせ】くらしの安全課生活環境・空き家対策担当(☎282-1711 内線1452)

屋外でごみを焼却する行為は、一部の例外を除き法律で禁止されています。違反すると、**5年以下の懲役もしくは1,000万円以下(法人は3億円以下)の罰金、またはその両方が科せられます。**

屋外でごみを焼却すると、大量の煙や悪臭が発生し、近隣の生活環境に支障を来します。近くにお住まいの方の迷惑となりますので、絶対に行わないでください。



廃棄物は屋外で焼却せずに「燃えるごみ」として出しましょう

屋外でのごみの焼却行為禁止の例外

例外に該当する場合でも、生活環境に支障が生ずるなどの苦情等がある際は、指導等の対象となります。やむを得ず屋外でごみを焼却する際は、火災に注意するほか、近隣住民に迷惑を掛けないようにお願いします。

▽風俗慣習上・宗教上の行事のために行う焼却

(例：しめ縄や門松をたく等の地域行事など)

▽農業・林業・漁業を営むためにやむを得ない焼却

(例：焼き畑や麦わらの焼却など)

▽たき火や日常生活を営む上で通常行われる軽微な焼却

(例：キャンプファイアーや落ち葉たきなど)



■焼却中は、絶対に火元から離れないで！

村内で、屋外でごみを焼却中に庭の木に火が燃え移り、消防車などが出動する事例が発生しています。

■「もみ焼き」はマナーを守って！

稲刈りが終わる時期になると、村内でも「もみ焼き」が見られますが、住宅地では燃やさないなど近隣への配慮をお願いします。

Eraica[®]

JAPAN

ビンテージ
自転車
が
県内を走る



エロイカジャパンが県内初開催！

エロイカジャパンとは

エロイカジャパンは、イタリア・トスカーナ発祥の、ビンテージ自転車と地域の風景、食、歴史、文化を楽しむサイクリングイベントです。国内外から多くの参加者が集まり、県内各地を巡りながら、その土地ならではの魅力を体験します。

ビンテージ自転車等の参加自転車が国道245号線の車道を走行します

参加者が村内を通過する際には、沿道から温かい応援をお願いします。

通過予定日時

10月31日(土)午前8時30分～9時頃、午後1時～2時30分頃

11月1日(日)午前5時50分～7時頃、午前9時20分～午後1時頃

交通規制はありませんが、通過予定時刻に国道245号線を通行する際はご注意ください。

【問い合わせ】産業政策課観光担当(☎287-0855)